

あなたの思いが
開発途上国の未来に生きる



遺贈・相続・香典のご寄付のご案内

公益財団法人 CIESF (シーセフ)



理事長挨拶

公益財団法人 CIESF（以下シーセフ）の創設者で理事長をしております、大久保秀夫です。シーセフは 2008 年に一般財団法人カンボジア国際教育支援基金として設立され、カンボジアの教育支援事業からスタートしました。

カンボジアでは、1975 年から約 4 年間の間に、教育者をはじめとした知識層が虐殺され、学校も廃止となりました。教育というものが一度完全に失われ、立て直しを行っている今でもまだ問題が山積みとなっています。

学校を建設している団体はたくさんあります。ただ、その中で行われている教育レベルの低さや、基礎教育の欠如の改善に対する支援は行われていないのです。真の教育こそが人生を豊かにし、国の発展のためには不可欠だと考え、この団体を設立しました。

日本は戦後 70 年が経ち、先進国となり教育を受けることが当たり前となっています。私たちが当たり前と思っている教育を望んでいるカンボジアの子どもたちが、希望をもち、よりよい教育を受けることができる社会をつくるのが、私たちのすべきことではないでしょうか。カンボジア支援からスタートしたシーセフでは、それらの支援を近隣のベトナムやミャンマーでも展開しております。

シーセフはこれからも各国政府からのニーズに応える形で支援事業を行って参りたいと考えております。



もくじ

1. シーセフの事業について
2. 遺贈寄付をお考えの方へ
3. 遺贈寄付の流れ
4. 主な留意点について
5. 相続遺産による寄付
6. お香典による寄付



1. シーセフの事業について

一貫校事業 CIESF Leaders Academy (シーセフリーダーズアカデミー)

「教育をすべてのはじまりに」を合言葉に開発途上国で10年以上教育支援をしている公益財団法人CIESF（シーセフ）は、質の高い教育をカンボジアの子どもたちに届けるため授業料無償で2016年より幼稚部・小学部・中学部の一貫校をプノンペンで運営しています。

いま世界では環境問題や、貧富の格差、教育格差などあらゆる社会課題があります。このような社会課題を解決するためには真のリーダーが必要です。

シーセフリーダーズアカデミーでは、このような社会課題の解決をする、世のため、人のためを考えられる、志を持ったリーダーを育てます。幼児期からの持続可能な社会を目指す「教育」が、世界を変えると信じています。



2. 遺贈寄付をお考えの方へ

遺贈寄付とは、遺言によりご自身の意思を表し寄付をすることです。

遺言書によって、遺産を特定の人や団体に贈り、寄付することを「遺贈」といいます。遺贈先に「CIESF（シーセフ）」を選んでいただくことで、カンボジアをはじめとした開発途上国の教育の支援で子どもたちの明るい未来を支えることができます。



3. 遺贈寄付の流れ

シーセフの活動にご賛同いただく

シーセフの活動にご理解していただき、ご自身の意思をご確認ください。



遺言執行者をお決めいただく

遺言書の内容を具体的に実現する「遺言執行者」をお決めいただき、遺言書にご記載ください。遺言執行者には、弁護士、司法書士、行政書士、信託銀行などの専門家をお勧めいたします。



遺言書を作成いただく

専門家とご相談のうえ、公正証書遺言をご作成ください。主な遺言書には「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があります。シーセフでは紛失などの危険が少なく遺贈寄付に適した「公正証書遺言」をお勧めします。

「公正証書遺言」は全国約 300 か所にある公証役場にて作成が可能です。遺言書の種類や作成方法などの詳細は上記の専門家や公証役場にご相談ください。



遺言書保管中のご連絡

ご希望により、シーセフのニュースレター（年4回不定期に発行）など支援活動に関する最新情報を送付させていただきます。また、遺言書の書き換えや、転居などご登録情報に変更がございましたら、ご連絡ください。



遺言執行者へのご逝去の知らせ

遺言執行者にご逝去の知らせがないと、遺言の執行が開始されずに遺言書のご意思が実現されなくなる恐れがあります。遺言執行者のご相談のうえ、ご家族や信頼できる方などから通知人（遺言執行者にご逝去のお知らせをする方）を選び、あらかじめ遺言執行者への連絡を依頼する手順を確認しておきましょう。



遺言書の開示

遺言執行者からシーセフに、遺言執行者に就任した通知とともに遺言書の写しが送られます。



遺言執行と財産の引き渡し

遺言が執行され、ご寄付いただく財産をお引渡しいただけます。お預かりした貴重なご寄付は、カンボジアをはじめとした開発途上国の子どもたちのために役立てられます。



4. 主な留意点について

法的に有効な遺言書をご作成ください

主な遺言の方式として「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」があります。

とくに「自筆証書遺言」を記される場合は、法的な不備がないよう、専門家に相談をおすすめします。

遺留分にご注意ください

遺言の内容にかかわらず、兄弟姉妹以外の法定相続人には「遺留分」として財産の一定割合を取り戻す権利が法律により保証されています。

現金以外のものはお受け取りできません

不動産や有価証券等の現物資産については、遺言執行者が換金、費用清算したうえで遺贈していただけますようお願いいたします。

「特定遺贈」のみお受けいたします

特定遺贈と包括遺贈があります。

特定遺贈とは遺贈する財産を個別具体的に定める方法です。

(例：1000万円を遺贈する)

包括遺贈とは財産（債務を含む）全体について割合のみ指定して遺贈する方法です。

(例：財産の半分を遺贈する)

遺贈寄付先を「公益財団法人 CIESF（シーセフ）」とお書きください

遺言執行者をご指定ください



5. 相続遺産による寄付

このご寄付には相続税がかかりません

相続人が被相続人から受け取った相続財産から、相続人の意思でご寄付するものとなります。

相続税の申告期間（被相続人がご逝去されたことを知った翌日から10か月以内）にご寄付された場合、一部の場合を除き、その寄付金額には相続税が課税されません。ご寄付は現金のみになります。

6. お香典による寄付

ご葬儀などでお香典をいただいた方々への「お返し」に変えて、シーセフにご寄付いただく方法です。お香典返しにかえてご寄付いただいた場合は、ご遺族様から会葬者の方々にお送りいただくための「お礼状」をご用意しております。

お礼状申込みセットの請求

ホームページの資料請求よりお問い合わせください。資料一式をお届けいたします。



お礼状を申し込み

ご寄付をお送りください。お礼状申込書にご記入の上、当財団まで送付願います。



お礼状、領収書を受け取る

お礼状をご家族様にお送りいたします。お礼状申込み書の受領とご寄付の領収書は後日お送りいたします。

